

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地															
四国医療専門学校	昭和51年4月1日	後藤 修司	〒769-0205 香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁62番地1 (電話) 0877-41-2323															
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地															
学校法人大麻学園	平成6年12月12日	大麻 悅治	〒769-0205 香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁62番地1 (電話) 0877-41-2380															
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士														
医療	医療専門課程	柔道整復学科2部	平成19年文部科学大臣告示第21号	—														
学科の目的	柔道整復師として専門的知識及び技術を習得させるとともに、医療従事者としての態度、習慣を身に付させ、社会に貢献できる人材を育成する。																	
認定年月日	令和3年3月25日																	
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験												
3年	夜間	2,760時間	1,530時間	330時間	180時間	0時間												
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数													
90人	19人	0人	7人	14人	21人													
学期制度	■前期:4月1日～9月30日 ■後期:10月1日～翌年3月31日			成績評価	<p>■成績表: 有</p> <p>■成績評価の基準・方法 各科目100点をもって満点とし、成績により秀・優・良・可及び不可で評価。以上を合格とする。</p>													
長期休み	■学年始:4月1日～4月5日 ■夏季:8月10日～8月19日 ■冬季:12月26日～1月4日 ■学年末:3月20日～3月31日			卒業・進級条件	出席状況及び単位修得状況により、学科会議、学校運営会議及び教員会議の議を経て校長が決定する。													
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 担任による個別面談を行い、状況に応じて保護者への連絡を実施している。成績不良者に対しては補習授業を行っている。			課外活動	<p>■課外活動の種類 学生自治組織として学生会、柔道整復学科自治会を設置し、学園祭や体育祭の学校行事、球技大会等の学科行事の運営</p> <p>■サークル活動: 有</p>													
就職等の状況※2	■主な就職先、業界等(令和3年度卒業生) 柔道整復施術所、介護施設 ■就職指導内容 就職希望調査アンケートに基づき、担任や就職担当教員による個別面談を実施している。また事業所を招いての就職説明会を実施している。 ■卒業者数 5 人 ■就職希望者数 4 人 ■就職者数 1 人 ■就職率 40 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 40 % ■その他			主な学修成果 (資格・検定等) ※3	<p>■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和3年度卒業者に関する令和4年5月1日時点の情報)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柔道整復師</td> <td>②</td> <td>5人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>JATI認定トレーニング指導者</td> <td>③</td> <td>1人</td> <td>0人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等)</p> <p>■自由記述欄</p>		資格・検定名	種	受験者数	合格者数	柔道整復師	②	5人	2人	JATI認定トレーニング指導者	③	1人	0人
資格・検定名	種	受験者数	合格者数															
柔道整復師	②	5人	2人															
JATI認定トレーニング指導者	③	1人	0人															
中途退学の現状	■中途退学者 0 名 令和3年3月31日時点において、在学者17名(令和3年4月1日入学者を含む) 令和4年3月31日時点において、在学者17名(令和4年3月31日卒業者を含む) ■中途退学の主な理由																	
経済的支援制度	■中退防止・中退者支援のための取組 担任教員による個別面談の実施や学生総合相談の窓口を学科内に設けているほか、週1回、臨床心理士のカウンセリングを受けることのできる体制も整えている。また経済状況の急変時に速やかに経済的支援制度を活用できるよう学生に周知しており、学校独自の経済的支援制度も拡充している。また、状況に応じ学科長及び専任教員による保護者面談を実施している。																	
第三者による学校評価	<p>■民間の評価機関等から第三者評価: 有 ※有の場合、例えば以下について任意記載 「一般社団法人 柔道整復教育評価機構」による第1段階の第一次評価(自己点検) 令和3年12月に受審 「令和3年度 柔道整復師養成分野 第三者評価 受審校一覧」。 令和4年2月25日に、同評価機構による第1段階の第一次評価(自己点検)の厚生労働省指定規則・指導ガイドラインに適合。 令和4年度以降に、第2段階の第三者評価を受審予定。</p>																	
当該学科のホームページURL	http://www.459.ac.jp/course/judo/																	

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをおいています。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留学生」「資格取得」などを希望する者は含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、

聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1) 教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針
社会情勢の変化に対応し、職業教育の水準の維持向上を図り、専攻分野の職業に必要な実践的かつ専門的な能力を有する人材を養成するため、教育課程の編成について企業等と定期的な打ち合わせ、意見交換等を行い、連携を密に取り合う。
社会的状況の変化を的確に把握するとともに、卒後における本校職業教育の有用性を把握し、最新の情報、企業等からの要望を効果的に取り入れ、実践的かつ専門的な教育課程の編成、授業内容、方法の改善や工夫を行う。

(2) 教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程の編成、授業の内容や方法の改善、工夫等について、企業等との密接な連携を図り、より実践的な職業教育や質の確保に組織的に取り組むため、学校諮問機関として教育課程編成委員会を置く。委員会で決議された事項については本校に答申し、審議のうえ意思決定を行う。また、委員会での決議内容が教育課程の変更に係る場合には、設置者理事会において審議のうえ、意思決定を行う。

(3) 教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和4年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
後藤 修司	四国医療専門学校 校長	2022.4.1～2023.3.31(1年)	
笠井 勝代	四国医療専門学校 副校長	2021.4.1～2023.3.31(2年)	
大麻 陽子	四国医療専門学校 副校長	2021.4.1～2023.3.31(2年)	
青木みゆき	四国医療専門学校 学務部長	2021.4.1～2023.3.31(2年)	
榎田 和敏	四国医療専門学校 鍼灸学科・鍼灸マッサージ学科 学科長	2021.4.1～2023.3.31(2年)	
山本 幸男	四国医療専門学校 柔道整復学科 学科長	2022.4.1～2023.3.31(1年)	
高橋 謙一	四国医療専門学校 理学療法学科 学科長	2021.4.1～2023.3.31(2年)	
松本嘉次郎	四国医療専門学校 作業療法学科 学科長	2021.4.1～2023.3.31(2年)	
中江 秀美	四国医療専門学校 看護学科 教務主任	2021.4.1～2023.3.31(2年)	
六車 輝美	四国医療専門学校 看護学科 学科長	2021.4.1～2023.3.31(2年)	
加納 賢一	四国医療専門学校 スポーツ医療学科 学科長	2022.4.1～2023.3.31(1年)	
名越 文人	四国医療専門学校 鍼灸学科・鍼灸マッサージ学科 学科主任	2022.4.1～2023.3.31(1年)	
鹿庭 祥平	四国医療専門学校 柔道整復学科 学科主任	2022.4.1～2023.3.31(1年)	
穴吹 泰典	四国医療専門学校 理学療法学科 学科主任	2022.4.1～2023.3.31(1年)	
西井 優子	四国医療専門学校 作業療法学科 学科主任	2022.4.1～2023.3.31(1年)	
佐藤 みか	四国医療専門学校 看護学科 学科主任	2022.4.1～2023.3.31(1年)	
山下久美子	四国医療専門学校 看護学科 専任教員	2022.4.1～2023.3.31(1年)	
入江 和子	四国医療専門学校 看護学科 専任教員	2022.4.1～2023.3.31(1年)	
宮武 功哲	一般社団法人香川県鍼灸マッサージ師会 会長	2021.4.1～2023.3.31(2年)	①
大塚 安混	一般社団法人香川県鍼灸師会 理事	2021.4.1～2023.3.31(2年)	①
神高 敏伸	公益社団法人香川県柔道整復師会 副会長	2021.4.1～2023.3.31(2年)	①
田岡 知代	一般社団法人香川県理学療法士会 理事	2021.4.1～2023.3.31(2年)	①
五味 陽子	一般社団法人香川県作業療法士会 名誉会長	2021.4.1～2023.3.31(2年)	①
安藤 幸代	公益社団法人香川県看護協会 会長	2021.4.1～2023.3.31(2年)	①
山田 佳弘	徳島県トレーナー協会 会長	2021.4.1～2023.3.31(2年)	①
八百原義正	ゆとり接骨院 院長	2021.4.1～2023.3.31(2年)	③
大石 勝彦	とく整骨院 院長	2021.4.1～2023.3.31(2年)	③
村本 剛史	大和鍼灸院 代表取締役	2021.4.1～2023.3.31(2年)	③
白井 直樹	わかくさ整骨院 院長	2021.4.1～2023.3.31(2年)	③
徳安 栄華	普門堂鍼灸整骨院 院長	2021.4.1～2023.3.31(2年)	③
森田 伸	香川大学医学部附属病院リハビリテーション部 療法士長	2021.4.1～2023.3.31(2年)	③
瀬間 義之	介護老人保健施設桃源苑 副施設長	2021.4.1～2023.3.31(2年)	③
原淵美千代	屋島総合病院 看護部長	2021.4.1～2023.3.31(2年)	③
菊岡 純子	坂出市立病院 看護部長	2021.4.1～2023.3.31(2年)	③
金森絵美子	スポーツクラブ ジョイフィット丸亀 クラブマネージャー	2021.4.1～2023.3.31(2年)	③
山奥 慎一	トレーニングセンター・ザ・ハート (有)オフィスやまおく 代表 表取締役	2021.4.1～2023.3.31(2年)	③

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、

地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4) 教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (7月、3月)

(開催日時(実績))

第1回 令和3年7月4日(日) 14:30～16:00

第2回 令和4年3月13日(日) 10:30～12:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

柔道整復業務のうち急性外傷に対する施術は臨床現場における重要な位置づけにあり、在学中から急性外傷の施術に接する機会を設け、外傷施術の知識、技術教育を充実を求める意見があった。また、柔道整復師の活躍する分野が拡大したことを受け、卒後は様々な分野で活躍できる柔道整復師の養成を求められた。これらの意見を受け、柔道整復師学校養成施設指定規則の改正(平成29年3月31日文部科学省・厚生労働省令第2号)により、介護施設、スポーツ施設等での臨床実習が認められ、以下の臨床教育を実習に導入した。

1)近隣の柔道競技団体と提携して、柔道大会救護に柔道整復師とともに帯同し、競技中に発生する急性外傷の施術、処置を見学する機会を設けた。急性外傷における柔道整復師の施術、処置を見学することで、臨床的教育の機会を確保し、臨床能力の向上を図る。

2)近隣の介護施設、スポーツ施設と提携した。介護分野において機能訓練指導員として勤務する柔道整復師の業務を見学できる機会を設けることにより、生徒にとっては介護分野に就業する場合において必要となる知識、技能の習得の機会となる。また多様化する柔道整復師のキャリア教育の一環として、実習を通して健康増進に寄与できる柔道整復師の育成を図る。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

近年、柔道整復師の職域は拡大しており、施術所勤務だけでなく介護施設やスポーツ施設に就職する卒業生は増加傾向にあり、職域拡大に対応した教育の機会が求められる。また急性外傷に対する知識、技能の習得には、外傷施術を見学できる機会が必要となる。柔道整復師学校養成施設指定規則の改正(平成29年3月31日文部科学省・厚生労働省令第2号)により、介護施設、スポーツ施設等での臨床実習が認められたことから介護、スポーツ分野の教育機会として、ならびに急性外傷処置の見学機会として、企業等と連携した外部臨床実習を実施している。外部臨床実習において直接指導を受け体験することにより、専門的かつ実践的な知識、技術を習得することができるを考える。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

実習終了時に連携企業等の担当者による評価を実施している。専任教員の評価を基に、連携企業の担当者の評価も加え総合的な最終評価を実施している。提携企業等の担当者とは、当該年度に実施された実習に関する反省を実施し、次年度実習の実施計画の改善に活かしている。

また、臨床現場での柔道整復師の業務を見学することで、臨床的柔道整復術の経験及び理解を深める機会としている。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	科 目 概 要	連 携 企 業 等
臨床実習 I	柔道整復師を目指す者の初年次教育という位置づけで、柔道整復師が備えるべき知識・技能を習得する。 救護、介護、スポーツの現場実習を通じ、多様化する柔道整復師のキャリア教育を促す。	香川県柔道連盟 中讃柔道協会 株式会社ケア・ステーション 途中迎舎 一般社団法人ディスピルト キラキラ うたづ

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

所属長は職員に対する研修の必要性を把握し、研修計画を立て、その計画に基づき職員に研修を受ける機会を与えなければならない。そして、業務上必要な知識および技能を計画的に習得するため、職員は校内および校外における研修等を積極的に受講しなければならない。特に、教員については職員研修規程第9条第2号に定められているとおり、専門分野および担当業務に係る専門的知識および技能の習得については、業界団体等が開催する研修等を積極的に活用する。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

「公益社団法人日本柔道整復師会 第13回大阪学術大会」期間:令和3年10月16日(土)・17日(日)

※オンラインにて参加

内容:臨床実務に関する研修により、臨床教育の能力の向上を図る。

②指導力の修得・向上のための研修等

「公益社団法人全国柔道整復学校協会主催 第63回教員研修会」期間:令和3年11月27日(土)・28日(日)

内容:教員の資質、能力の向上と柔道整復教育の質の向上を目的とする。

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

「一般社団法人日本柔道整復接骨医学会主催 第31回日本柔道整復接骨医学会学術大会」令和4年12月3日(土)・4日(日)予定

内容:臨床実務に関する研修により、臨床教育の能力の向上を図る。

②指導力の修得・向上のための研修等

「公益社団法人全国柔道整復学校協会主催 第64回教員研修会」期間:令和4年9月18日(日)・19日(月)予定

内容:教員の資質、能力の向上と柔道整復教育の質の向上を目的とする。

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

教育活動その他学校運営の状況に係る自己評価に対して、客観的な評価者としての保護者、地域住民、その他学校関係者に広く意見を求ることで、開かれた学校づくり、より良い学校づくりに取り組み、学校としての説明責任を果たすと共に、教育の向上を図る。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	教育理念・目標、育成人材像
(2)学校運営	学校運営
(3)教育活動	教育活動
(4)学修成果	学修成果
(5)学生支援	学生支援
(6)教育環境	教育環境
(7)学生の受け入れ募集	学生募集と受け入れ
(8)財務	財務
(9)法令等の遵守	法令等の遵守
(10)社会貢献・地域貢献	社会貢献
(11)国際交流	国際交流

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

退学者の低減に対する意見をいただき、学校運営会議で対策を共有し、各学科で取り組んでいる。当学科の退学率は令和2年度:17.6%、令和3年度:0%と令和3年度は退学率4%以内に抑えている。引き続き維持できるよう取り組んでいる。また、コロナ禍において、教育の質を落とさない取り組みの意見に対して、遠隔授業等について、令和2年度から引き続き実施することとなり、学生教育への対応を行った。臨床実習についても一部ではあるが学内実習や演習での取り組みで対応した。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和4年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
谷川 俊博	宇多津町長	2021.4.1～2023.3.31(2年)	地域住民代表
佐藤 扶美子	香川県立丸亀城西高等学校 校長	2021.4.1～2023.3.31(2年)	高校関係者
大平 徹	香川県立飯山高等学校 校長	2021.4.1～2023.3.31(2年)	高校関係者
水兼博士	香川県立琴平高等学校 校長	2022.4.1～2023.3.31(1年)	高校関係者
則久 宗子	保護者(理学療法学科 学生保護者)	2021.4.1～2023.3.31(2年)	保護者
橋本 純	鍼灸マッサージ学科同窓会	2021.4.1～2023.3.31(2年)	卒業生
島 かおり	看護学科同窓会	2021.4.1～2023.3.31(2年)	卒業生
宮武 功哲	一般社団法人香川県鍼灸マッサージ師会 副会長	2021.4.1～2023.3.31(2年)	業界団体役員
大塚 安混	一般社団法人香川県鍼灸師会 理事	2021.4.1～2023.3.31(2年)	業界団体役員
神高 敏伸	公益社団法人香川県柔道整復師会 副会長	2021.4.1～2023.3.31(2年)	業界団体役員
田岡 知代	一般社団法人香川県理学療法士会 理事	2021.4.1～2023.3.31(2年)	業界団体役員
五味 陽子	一般社団法人香川県作業療法士会 名誉会長	2021.4.1～2023.3.31(2年)	業界団体役員
安藤 幸代	公益社団法人香川県看護協会 会長	2021.4.1～2023.3.31(2年)	業界団体役員
山田 佳弘	徳島県トレーナー協会 会長	2021.4.1～2023.3.31(2年)	業界団体役員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(①ホームページ・広報誌等の刊行物・その他(URL:<http://www.459.ac.jp/>))・毎年度7月

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

学校教育法に基づき、本校の教育活動及び学校運営の状況に関する情報を、積極的に提供することにより、保護者、地域住民、学校関係者等の理解を深め、それらの者と連携・協力していくと共に、専修学校の社会的理義・認識を促進する。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	基本理念、沿革、施設図
(2)各学科等の教育	教育方針、取得を目指す資格、カリキュラム、資格取得状況、就職状況、キャンパスカレンダー
(3)教職員	教職員数、氏名、担当学科
(4)キャリア教育・実践的職業教育	資格取得状況、国家試験合格者の就職状況
(5)様々な教育活動・教育環境	校内施設図、各実習教室及び施設の紹介、行事紹介
(6)学生の生活支援	学生寮案内
(7)学生納付金・修学支援	授業料等各種費用、各種減免、減額制度案内、奨学金・各種貸付制度・提携教育ローン案内
(8)学校の財務	貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書
(9)学校評価	自己評価、学校関係者評価
(10)国際連携の状況	姉妹校(AIMC鍼・統合医療専門職大学院バークレー校)の紹介
(11)その他	附属鍼灸治療院・接骨院の紹介

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

①ホームページ・その他備付資料

URL:<http://www.459.ac.jp/public/>

授業科目等の概要

(医療専門課程柔道整復学科) 令和4年度													
必修	分類		授業科目名	授業科目概要		配当年次・学期	授業時間数	単位数	授業方法		場所	教員	企業等との連携
	選択必修	自由選択		講義	演習				実験・実習・実技				
1 ○			健康科学 I	保健体育教員及び柔道整復師の見地から、健康科学の基礎を通じ、障がい者運動に必要なスポーツ健康科学について教授し、スポーツ健康科学を中心とした障がい者運動の幅広い知識と教養及びそれらの活用能力を身に着ける。	1 前	30	2	○			○	○	
2 ○			健康科学 II	栄養学の専門家の見地から栄養素の機能や代謝、栄養所要量などについて教授し、教養に富んだ柔道整復師を育成する。	1 後	30	2	○			○	○	
3 ○			健康科学 III	健康的な生活習慣の重要性に対する関心と理解について自身の生活を振り返るとともに、社会との関連性を再認識し、教養に富んだ柔道整復師を育成する。	1 前	30	2	○			○	○	
4 ○			健康科学 IV	人間のこころとからだが密接不可分であるとする心身一如（心身相関）の考え方について、その哲学、宗教的、科学的な背景を学習するとともに、心身一如を支える科学的メカニズムを学び、人間の健康の実現に応用する視点を修得することを教授し、教養に富んだ柔道整復師を育成する。	1 後	30	2	○			○	○	
5 ○			人文科学 I	気分と感情に関する専門家の見地から感情のコントロール・コミュニケーション・接遇やマナーのに関して教授し、教養に富んだ柔道整復師を育成する。	1 前	30	2	○			○	○	
6 ○			人文科学 II	色彩に関する専門家の見地から人に与える影響を教授し、教養に富んだ柔道整復師を育成する。	1 後	30	2	○			○	○	
7 ○			コミュニケーション論	具体的な事例を通して、コミュニケーションの実践につながる理論と、医療・福祉の現場における患者対応や指導、職場の人間関係、職種間の連携構築に必要となる人間理解の基礎を学ぶ。また、自己と他者、そして相互の理解を深めるテクニックとコミュニケーション方法の学習を通して、医療従事者に必要となるコミュニケーションの基礎を修得する。	1 前	30	2	○			○	○	
8 ○			人体の構造と機能 I	基礎医学教育の専門家より人体の構造と機能について教授し、人体を構成する細胞、組織、器官の機能とそれらを関連させ肉眼的解剖学的並びに組織学的に学習する。	1 前	60	3	○			○	○	
9 ○			人体の構造と機能 II	基礎医学教育の専門家より人体の構造と機能について教授し、消化器、呼吸器、神経系、循環器系、感覚器系、泌尿器、生殖器、内分泌、体表解剖について理解する。	1 後	60	3	○			○	○	

10	○		人体の構造と機能Ⅲ	基礎医学教育の専門家より人体の構造と機能について教授し、生理学の総論、基礎を学び、正常な人体の血液、循環、呼吸、消化等の生理機能を理解する。	1 前	60	3	○			○		○		○
11	○		人体の構造と機能Ⅳ	基礎医学教育の専門家より人体の構造と機能について教授し、正常な人体の内分泌、生殖、骨・筋、神経系、感覚器の生理機能を理解する。	1 後	60	3	○			○		○		○
12	○		運動学	基礎医学教育の専門家より運動学について教授し、人の運動に関わる身体の機能と構造についての基本知識と骨・関節・筋の構造と機能を理解し、運動分析・評価に関連づけられる能力を身に付ける。	3 前	30	2	○			○		○		○
13	○		高齢者の生理学的特徴・変化	基礎医学教育の専門家より高齢者の生理学的特徴・変化について教授し、加齢による変化、高齢者に特徴的な病態・疾患・治療上のポイントを理解する。	2 前	15	1	○			○		○		○
14	○		競技者の生理学的特徴・変化	基礎医学教育の専門家より競技者の生理学的特徴・変化について教授し、スポーツ競技者への施術や指導に際し、常に生理学的根拠に基づく判断ができる知識及び能力を身に付ける。	2 前	15	1	○			○		○		○
15	○		病理学概論	基礎医学教育の専門家より病理学の概論を教授し、様々な疾患が如何なる原因で生じるのか、またその病態はどのようなものであるのかを学習する。	2 通	60	4	○			○		○		○
16	○		一般臨床医学	病院で臨床医学の実務に携わる医師より、各疾患の成り立ちと、病態、症状や治療に関する医学的知識を教授する。	2 前	30	2	○			○		○		○
17	○		外科学概論	病院で外科医学の実務経験のある医師より外科学の概論を教授し、各臓器の解剖・生理を基礎として、各部位の疾患の症状、検査法、合併症、治療法の概略を理解する。	2 前	30	2	○			○		○		○
18	○		整形外科学	病院で整形外科医学の実務経験のある医師より整形外科の概論を教授し、部位別（頭部・体幹・上肢・下肢）の整形外科疾患の症状、検査法、治療法を学び、理解する。	2 後	30	2	○			○		○		○
19	○		リハビリテーション医学	病院等でリハビリテーション医学の実務に携わった経験のある理学療法士により、リハビリテーション医学を教授し、リハビリテーション医学の基本的知識を身につけ、障害学、治療学、リハビリテーション的な評価と診断について学習する。	2 通	60	4	○			○		○		○
20	○		柔道整復術の適応	病院で実務経験のある医師より診察学（バイタルサインや各種検査法など）に関する概要を教授し、柔道整復師が具有すべき適・不適の判断や鑑別能力を身に付ける。	2 前	30	2	○			○		○		○
21	○		衛生学・公衆衛生学	基礎医学教育の専門家より衛生学・公衆衛生学を教授し、衛生学を社会医学の科学として理解させ、病気の予防、健康保持増進についての基礎能力を養う。	1 通	60	2	○			○		○		○
22	○		関係法規	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から柔道整復師法ならびに医療法、社会福祉関係法規、社会保険関係法規について教授する。	3 前	30	2	○			○		○		○
23	○		柔道 I	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から柔道実技について教授し、人格の形成、心身の鍛錬を目的とし、人としての振舞いの基本、礼儀作法の習得を目標とする。	1 通	60	2				○	○	○		

24	○		柔道Ⅱ	全柔連公認指導者A指導員として実務経験のある柔道指導者の見地から柔道の基本および投の形について教授し、受身、投技、抑込技および投の形を理解し、実践することが出来る。	2 通	60	2			○	○	○		
25	○		柔道Ⅲ	全柔連公認指導者A指導員として実務経験のある柔道指導者の見地から柔道の基本および投の形について教授し、認定実技審査で求められる水準で礼法、受身、投の形及び乱取りを実演できる能力を身に付ける。	3 通	60	2			○	○	○		
26	○		職業倫理	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から職業倫理について教授し、医療従事者として倫理観を養う。	3 後	15	1	○			○	○		
27	○		社会保障制度	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から、社会保障制度について教授し、柔道整復師に関わる社会保険制度を中心にその役割と特徴を学習する。	3 後	15	1	○			○	○		
28	○		基礎柔道整復学Ⅰ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から柔道整復学総論について教授し、柔道整復師に必要な骨折、軟部組織損傷（靭帯損傷）の概説について理解する。	1 前	30	1	○			○	○		
29	○		基礎柔道整復学Ⅱ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から柔道整復学総論について教授し、柔道整復師に必要な脱臼、軟部組織損傷（筋、腱損傷）の概説、各外傷の治療法について理解する。	1 前	30	1	○			○	○		
30	○		外傷保存療法の経過及び治癒の判定	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から外傷保存療法の経過、外傷治癒の判断について教授し、各種外傷の保存療法の手段及びその経過について理解し、適切な保存療法の判断、治癒の判定について理解する。	3 前	30	1	○			○	○		
31	○		基礎柔道整復学演習Ⅰ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から基礎柔道整復Ⅰ・Ⅱで学んだ知識の定着と応用力を促すための演習授業を行い、柔道整復師の業務範囲に含まれる外傷について理解する。	1 後	30	1		○		○	○		
32	○		基礎柔道整復学演習Ⅱ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から基礎柔道整復Ⅰ・Ⅱで学んだ知識の定着と応用力を促すための演習授業を行い、柔道整復術の適応・不適応の鑑別に必要な知識として臨床形態学を学習する。	1 通	60	2		○		○	○		
33	○		基礎柔道整復学演習Ⅲ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から基礎柔道整復Ⅰ・Ⅱで学んだ知識の定着と応用力を促すための演習授業を行い、臨床上必要な運動器に関する知識の定着を図る。	1 通	60	2		○		○	○		
34	○		基礎柔道整復学演習Ⅳ	病院で実務経験のある医師より内科学的な症候・疾患に関する知識を教授し、医療機関・接骨院で遭遇する疾患や症候との関連について理解を深め身につける。	2 後	60	2		○		○	○	○	
35	○		基礎柔道整復学演習Ⅴ	病院で実務経験のある医師より外科的、整形外科的な症候・疾患に関する知識を教授し、医療機関・接骨院で遭遇するさまざま外傷・疾患について理解を深め身につける。	2 後	60	2		○		○	○	○	
36	○		基礎柔道整復学演習VI	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師より種々の外傷の症候・疾患に関する知識を教授し、それらの関連性について学習する。	2 通	60	2		○		○	○		

37	○		応用柔道整復学Ⅰ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から頭部・体幹の骨折、脱臼、軟部組織損傷について教授し、それらの発生機序・症状・治療法・合併症・予後などを理解する。	1 後	30	1	○			○	○		
38	○		応用柔道整復学Ⅱ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から上肢骨折について教授し、それらの発生機序・症状・治療法・合併症・予後などを理解する。	2 前	30	1	○			○	○		
39	○		応用柔道整復学Ⅲ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から上肢骨折について教授し、それらの発生機序・症状・治療法・合併症・予後などを理解する。	2 後	30	1	○			○	○		
40	○		応用柔道整復学Ⅳ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から上肢脱臼について教授する。	2 前	30	1	○			○	○		
41	○		応用柔道整復学Ⅴ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から上肢軟部組織損傷について教授し、それらの発生機序・症状・治療法・合併症・予後などを理解する。	2 後	30	1	○			○	○		
42	○		応用柔道整復学Ⅵ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から下肢の骨折、脱臼について教授し、それらの発生機序・症状・治療法・合併症・予後などを理解する。	2 前	30	1	○			○	○		
43	○		応用柔道整復学Ⅶ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から下肢の骨折、脱臼について教授し、それらの発生機序・症状・治療法・合併症・予後などを理解する。	2 後	30	1	○			○	○		
44	○		応用柔道整復学Ⅷ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から下肢の脱臼、軟部組織損傷について教授し、それらの発生機序・症状・治療法・合併症・予後などを理解する。	3 前	30	1	○			○	○		
45	○		臨床柔道整復学Ⅰ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から臨床柔道整復学を教授し、基礎・応用柔道整復学で学んだ内容を発展させ、外傷学総論分野での最終学年で身に付けるべき知識を学習する。	3 通	90	3	○			○	○		
46	○		臨床柔道整復学Ⅱ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から臨床柔道整復学を教授し、基礎・応用柔道整復学で学んだ内容を発展させ、外傷に対する評価、治療法、指導管理分野での最終学年で身に付けるべき知識を学習する。	3 通	90	3	○			○	○		
47	○		臨床柔道整復学Ⅲ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から臨床柔道整復学を教授し、基礎・応用柔道整復学で学んだ内容を発展させ、身体各部位の骨折、脱臼、軟部組織損傷の総合的な知識を身に付ける。	3 通	90	3	○			○	○		
48	○		物理療法機器等の取扱い	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から物理療法機器等の取扱いについて教授し、各種物理療法の特徴を理解して後療法に活かす能力を養う。	3 前	30	1	○			○	○		

49	○		柔道整復術適応の臨床的判定	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から柔道整復術適応の臨床的判定について教授し、柔道整復師の業務範囲である外傷に対する施術の適応であるか否かの臨床的判定能力及び、医用画像の理解力を養う。	3 後	30	1	○			○	○		
50	○		基礎柔道整復実技Ⅰ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から基本包帯法を教授し、柔道整復師に必要な基本包帯法の知識と技能を習得する。	1 前	30	1			○	○	○		
51	○		基礎柔道整復実技Ⅱ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から手技療法実技を教授し、柔道整復師に必要な手技療法を修得とともに、手技療法を通じ柔道整復師に必要な触診技術を身に付ける。	1 前	30	1			○	○	○		
52	○		基礎柔道整復実技Ⅲ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から下肢の基本包帯を教授し、巻軸包帯を使って下肢の各部を固定する技術を身に付ける。	1 後	30	1			○	○	○		
53	○		基礎柔道整復実技Ⅳ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から手技療法技術、触診技術を教授し、基礎柔道整復学Ⅱで学習した基本手技、触診手技を基に基本的な施術能力を身に付ける。	1 後	30	1			○	○	○		
54	○		応用柔道整復実技Ⅰ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地からテーピング固定の実技について教授し、柔道整復業務におけるテーピング知識、テーピング技術を習得する。	2 前	30	1			○	○	○		
55	○		応用柔道整復実技Ⅱ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から整復実技について教授し、鎖骨及び上肢の骨折整復法の知識、整復法、整復手順について学習し骨折整復技術を身に付ける。	2 前	30	1			○	○	○		
56	○		応用柔道整復実技Ⅲ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から固定具を用いた固定実技について教授し、鎖骨及び上肢の骨折固定法の知識、固定法、固定手順について学習し固定技術を身に付ける。	2 後	30	1			○	○	○		
57	○		応用柔道整復実技Ⅳ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から整復実技について教授し、上肢帶及び上肢の脱臼整復法の知識、整復法、整復手順について学習し脱臼整復技術を身に付ける。	2 後	30	1			○	○	○		
58	○		臨床柔道整復実技Ⅰ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地からより高度な内容の柔道整復技術を教授し、認定実技審査で求められる水準で骨折・脱臼の整復法、軟部組織損傷の検査法を理解し的確に実践できる実技能力を身に付ける。	3 通	90	3			○	○	○		

59	○	臨床柔道整復実技Ⅱ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地からより高度な内容の柔道整復技術を教授し、認定実技審査で求められる水準で骨折・脱臼・軟部組織損傷に対する固定法を理解し、固定具を用いて的確に実践できる外傷固定の技術を身に付ける。	3 通	90	3			○	○	○	
60	○	臨床柔道整復実技Ⅲ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地からより高度な内容の柔道整復技術を教授し、基礎・応用柔道整復実技で学んだ内容を発展させ、各身体部位の外傷に対する骨折及び脱臼整復法、軟部組織損傷の検査法、外傷に対する固定技術において最終学年で身に付けるべき技術を習得する。	3 後	30	1			○	○	○	
61	○	高齢者の外傷予防技術	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から高齢者の外傷予防技術について教授し、高齢者特有の体の構造や機能の変化を理解し、高齢者に対する施術に必要な知識、技能を習得する。	3 前	30	1			○	○	○	
62	○	競技者の外傷予防技術	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から競技者の外傷予防技術について教授し、競技者特有の体の構造や機能の変化を理解し、競技者に対する施術に必要な知識、技能を習得する。	3 前	30	1			○	○	○	
63	○	臨床実習前施術試験等	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から、安心で安全な柔道整復臨床実習を行うために必要な知識・技能・態度習慣を教授する。評価には施術所（接骨院）において実務歴のある柔道整復師らによって評価する。	2 後	30	1			○	○	○	
64	○	臨床実習Ⅰ	柔道整復師を目指す者の初年次教育という位置づけで、柔道整復師が備えるべき知識・技能を習得する。救護、介護、スポーツ現場での外部実習を通じ、多様化する柔道整復師のキャリア教育を促す。	1 通	45	1			○	○	○	○
65	○	臨床実習Ⅱ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の指導、管理下において附属接骨院で見学実習を実施する。臨床に求められる知識、能力を体験する機会を設け、それらの向上を図る。	2 通	45	1			○	○	○	
66	○	臨床実習Ⅲ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の指導、管理下において附属接骨院で見学実習を実施する。より実践的に臨床現場を体験する機会を設け、臨床的な知識と技術の向上を図る。	3 通	45	1			○	○	○	
67	○	臨床実習Ⅳ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の指導、管理下において附属接骨院で見学実習を実施する。より実践的に臨床現場を体験する機会を設け、臨床的な知識と技術の向上を図る。	3 通	45	1			○	○	○	

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
出席時間数が所定の時間数を満たし、在学期間に履修しなければならないすべての科目的単位を取得していることを原則とし、学科会議にて総合的に判断し、学校運営会議及び教員会議の議を経て、学校長が決定する。	1学年の学期区分	2期
	1学期の授業期間	25週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。

2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。